

資格更新の猶予に関する内規

2007年 3月29日制定

2008年 3月20日改定

2013年 10月28日改定

2014年 10月27日改定

2017年 3月25日改定

2017年 10月30日改定

2019年 10月21日改定

2020年 10月19日改定

(一社) 家族心理士・家族相談士資格認定機構

家族心理士および家族相談士の資格更新の猶予について、以下のように定める。

第1条 更新の猶予

資格有効期限の一か月前までに次の事由に該当する者は、所定の申請手続きを行い、機構理事会の承認を得ることで更新期限を猶予することができる。

- 1) 妊娠・出産
- 2) 育児
- 3) 介護
- 4) 3ヶ月以上の海外在住
- 5) 入院あるいは3ヶ月以上の継続的通院
- 6) その他理事会が認めた事由

2. 猶予の期間

猶予申請が受理された場合、猶予期間は1年間とし、猶予申請は2回を限度とする。

3. 猶予後の資格有効期間

猶予期間中に資格更新手続きを完了した場合、次期の資格有効期間は猶予期間を含んだ5年間とする。

4. 猶予手続き

猶予を希望する者は、所定の様式に従った猶予願いおよび当該事由を証明する書類^{※1}を、更新手続き期間中に提出しなければならない。

※1：事由発生理由書および事由発生までの継続研修参加状況（取得ポイント一覧）

5. 発行手数料

猶予承認書発行手数料として1件500円を申し受ける。

第2条 失効後の回復

家族相談士資格を喪失した者は、喪失した年度から起算して2年に限り、再審査を受けることができる。ただし、家族心理士についてはこの限りではない。

以上